平成２２年（フ）第５２２５号
大阪市東淀川区豊新３丁目18番12―308号
債務者　赤木ミヱ子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２８０号
大阪市淀川区野中南２丁目７番21号
債務者　氏林　祐介
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２８３号
大阪市城東区森之宮２丁目２番８―109号
債務者　浦井　昭文
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３０２号
大阪市港区市岡元町２丁目８番１号稲毛マンション201号
債務者　広田　圭一
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３６５号
大阪市西淀川区柏里３丁目12番６号　中尾ビル３Ｆ
債務者　小森壽惠美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３７０号
大阪市淀川区十三元今里２丁目11番５―301号
債務者　樋口　晴子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４１６号
大阪市城東区関目３―７―４―203、住民票上の住所大阪市城東区関目２丁目７番29号
債務者　粉川　信之
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７８２号
大阪府東大阪市太平寺２丁目９番25号
債務者　友廣スズエ
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７８７号
大阪市阿倍野区松崎町１―２―22大阪鉄道病院、住民票上の住所大阪市大正区鶴町２丁目９番９―1010号
債務者　山下　泰之
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８９８号
大阪市大正区北村２丁目14番１―502号
債務者　島　　由美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９１２号
大阪府池田市鉢塚３丁目15番２号　503、事業所所在地大阪府池田市石橋２―２―７
債務者　ラウンジ青山こと　濵本　安美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９８２号
大阪市平野区平野西３丁目７番24―512号
債務者　林　　章浩
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９９６号
大阪府池田市豊島北１丁目10番15号
債務者　戸田　信子（旧姓古家）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０９５号
大阪府門真市岸和田１丁目４番16―101号
債務者　吉川　　正
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１１２号
大阪府枚方市岡山手町15番11号
債務者　井櫻　輝彦
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１２１号
大阪府東大阪市布市町１丁目９番28号　コスモハイツ303号
債務者　古田　勇治
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１２２号
大阪府寝屋川市下木田町６番28号
債務者　鎌谷　絵理
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部